

平成三十年八月十日発行
皇學館論叢第五十一卷第四号 抜刷

研究ノート

宋代における武科挙と武学

永
榮
幹
也

宋代における武科挙と武学

永 榮 幹 也

はじめに

五代乱離の後、約三百年の繁栄を保つこととなった宋代は一貫して辺境の西夏や金などの国外の情勢において厳しい状態で、これらにどのように対応するのかが大きな課題となっていた。

官僚制度においては文を重んじ武を卑しむ文治主義の風潮が存在し、これにより武官に与えられる品級は文臣と比較して遙かに低いものであったとされている。

本論文のテーマの一つである武科挙とは、武官を実技や筆記試験などで選拔し登用を行うものである。文治主義の風潮の中

で武科挙による武官の選拔が始まったのは天聖八（一〇三〇）年であり、南宋に至っても完全な廃止とはならず継続して行われている。つまり文臣を優遇する宋代の考えの中でも武官は選拔され続け、人々が科挙ではなく武科挙を受験していたのである。武科挙には四つの試験段階があり、武科挙受験者を選ぶ比試、一次試験の解試、二次試験の省試、最終試験の殿試と称され、それぞれの試験で実技や筆記など試験科目が異なり、完成された制度で実施され、必要に応じて科挙と独立して制度改革が施されていたことから武科挙と科挙は異なる人材輩出の役割を担っていたとされる。

更に宋代では学校制度が充実し、学生に教育を行う太学のように武官を養成する武学が存在し、武学でも三舍法と称される

学生を外舎、内舎、上舎に成績ごとに分け、優秀者には試験を経ずに官職に任命できるとした制度が取り入れられた。武学の目的である武官の養成、輩出も文治主義の風潮とは合わないが、これも完全に廃止はされておらず、北宋初期から南宋まで継続して経営されている。この点から今一度宋代における武科挙と武学について考察する余地があるのではないだろうか。

科挙の先行論文は多く見られるものの武科挙について研究されている論文は多くない。宮崎市定氏の『科挙―中国の試験地獄』では、科挙については史料を踏まえて細かく考察され、論じられているが、武科挙に関する記述は次のように

軍隊ではばがきくのは、何といっても兵卒から叩きあげ、実戦で手柄をたてた將軍である。(中略) 結局、武進士は、内地の平穏な場所で部隊長を勤めて定年まで平凡無事にすごせばよい方で、これでは世間が一向もてはやしてくれないのも当然だということになる。²⁾

とあり、武科挙が重要視されていないと述べられているにすぎない。しかし宮崎氏における武科挙の見解は中国史全般について述べられている為、当時、宋王朝が置かれていた国際的に不安定な背景を見つつ、武科挙の重要性について考察する余地があると言える。

武科挙と武学に関する先行論文として、笹島恒輔氏の「中世

中国における武学・武科挙³⁾」が挙げられる。笹島氏の論文では、中世の武学と武科挙が当時の社会や経済の変化によってどのように変遷したのかについて述べられているが、武学や武科挙に関する内容は一般的な記述に止まっている。さらに笹島氏は結論で

一〇世紀―一四世紀の中国における武学の設立ならびに武科挙の実施は文治主義の中国において武官増強のためにとられた非常時の手段であり、小康が保たれば中止されたり廃止されたりしたのである。⁴⁾

と述べられている。しかし本文で詳しく述べるが武科挙は一時的な中断はあるものの、ほぼ三年おきに行われている。更に笹島氏は中世全般に焦点を当てられているが、宋代における武科挙では合格者に与えられる品級は徐々に上昇し、与えられる職務範囲が広がり、需要も増えている。このことから武科挙や武学が非常時のみに行われる武官増強が目的であったとは考えにくいのではないだろうか。

林伯原氏・周佩芳氏の「宋代における武科挙の発展に関する再考察」⁵⁾においては、『宋史』などの史料を用いて武科挙の制度や武学がどのように成立し、発展したのかについて述べられている。しかし笹島氏の論文と同じく基本的な記述に止まっており、武学と武科挙がどのような人材を輩出していたのかとい

う点については触れていない。また本論文では武学に務めた教員にも焦点を当て、どのような人物が教員として選ばれたのかという点についても考察する。

宋代の武官の階級に目を向けた論文としては梅原郁氏による「宋代の武階」が挙げられる。梅原氏は宋代の武官が所属した武官階級について述べられている。しかし武階に所属する者全てに焦点を当てられているが、武階には様々なルートで入官することが出来た。本論文ではその中から武科挙に合格した者、武学から任命された者、この二つのパターンから武階に所属した者のみについて焦点を当て、宋代における武科挙と武学による選抜、養成の役割や国がどのような人材を求めたのかを考察する。

本論文の構成は一章で武科挙による選抜と任官、二章では武学での育成と任官について述べる。そこから結論で文治主義の中で、武科挙と武学が廃止されずどのような武官の養成、輩出の役割を担っていたのかを考察し、当時の武官にどのような人材を求めたのかを述べる。

史料としては主に『宋史』⁽⁷⁾『宋會要輯稿』⁽⁸⁾『續資治通鑑』⁽⁹⁾を用いて考察を行い、『宋史』の書き下しについては中嶋敏氏編『宋史選舉志譯註』⁽¹⁰⁾を参考文献として用いる。

第一章 武科挙による選抜と任官

武科挙の選抜制度は天聖七（一〇二九）年に詳しく定められ、史料によると

仁宗天聖七年閏二月二十三日詔すらく武舉を置く。應に三班使臣、諸色選人、及び未だ食禄實ならざると雖も行止有りて曾つて脏を犯さざるに及び私罪の情輕き者、文武官の子弟別に負犯無き者並びに如實に軍謀、武藝を有するは尚書兵部において許すべし。（『宋會要輯稿』選舉十七之五四五三三頁）

とあり、武科挙に応じる事が出来るのは、三班使臣、諸色選人、食禄を持たないが行状が良く罪を犯していない者もしくは私罪の情が軽い者、そして文武官の子弟の負犯の無い者といったこの四種の人材と定め、尚書兵部が許可すると受験をすることが出来た。しかし時代が進むと完成された制度にも改革が施されるようになり、三年後の熙寧八（一〇七五）年に行われたとある。この年には史料によると次のように三つの武科挙制度改革が行われている。

八年、詔すらく、武舉と文學の進士、同時に貢院にて鎖試し、以て進士の黜せられて改習する者を防ぐ。遂に祕閣試

を罷む。又た、六韜は本より全書に非ざるを以て、止だ孫、呉の書を以て題と爲す。〔宋史〕卷一百五十七選舉三三六八〇頁)

この改革の一つ目は武科挙と科挙を貢院で同時に試験を行うことにしたこと、二つ目は秘閣での試験をやめたこと、三つ目は六韜の試験への出題を廃止し、孫子と呉子を用いて試験に出題することとしたことである。

この中で特に一つ目の改革は非常に重要であり、武科挙と科挙は合格発表の期間が異なり、差官される時期が異なるので、科挙不合格者が武官になろうと改めて武科挙を受けることが出来た。これに皇帝は詔を下し、科挙と武科挙を行う際に同時に試験場を閉ざして試験を行い、差官することで不合格者による武科挙受験を防いだというものである。始めに述べたように武科挙と科挙が異なる人材輩出を担っていたことがこのことから分かる。

次に武科挙に合格した者の任官について述べる。宋代では主に合格者は三班使臣という下級武階に任命される。三班使臣の職務内容については、友永植氏が「北宋三班使臣考」⁽¹⁾より上説を講じられているのでそちらを参考に述べる。友永氏は論文によると

三班使臣(唐・五代の供奉官・殿直・承旨)は唐代中期に設けられた内庭における令外の雑掌で、(中略)軍事を中心に警察あるいは財務に関する末端業務を督御して、皇帝権力の地方および国政末端部局への浸透に甚だ寄与した。⁽²⁾と述べられており、三班使臣の辺境職務は多岐に渡り、特に宋代においては中央政治を掌る文臣、辺境職務を行う武官といった役割が明確で辺境に務める三班使臣の一定の需要があったと考えられる。

次に武科挙の合格者がどのような品級を与えられていたのかについて述べる。先ほど述べたように合格すると三班使臣に任命されることとなる。しかしその三班使臣と呼ばれる者達の中にも階級の上下があり正八品から無品まで様々な三班使臣がいた。またその名称は政和年間に改称が行われている。例として政和(一一一一―一一一八)以前、三班使臣の中で最も品級の高い内殿承制は政和以後に訓(敦)武郎と改められている。しかし名称が改められているのみで品級や俸禄といった本質は同じであった。三班使臣の階級については一覧表を梅原氏の論文より引用したのでそちらを参考にしたい。

まず初めに武科挙による選抜が始まった天聖八(一〇三〇)年の殿試については次のように

(表1) 梅原氏 前掲論文 (二二四頁)

政和以前	政和改稱	品階	俸銭(月)
内殿承制	訓(敦)武郎	正8品	17貫
内殿崇班	修武郎	〃	〃
東頭供奉官	從義郎	從8品	10貫
西頭供奉官	秉義郎	〃	〃
左侍禁	忠訓郎	正9品	7貫
右侍禁	忠翊郎	〃	〃
左班殿直	成忠郎	〃	5貫
右班殿直	保義郎	〃	〃
三班奉職	承節郎	從9品	4貫
三班借職	承信郎	〃	〃
三班差使	進武校尉		3貫
三班借差	進義校尉		2貫
殿侍	下班祇應		0.7貫

二十三日帝崇政殿に御し、親ら武舉人を試す。張建侯、楚宏を以て並びに三班奉職に補す。劉翊、胡遠、崔道を並びに三班借職に補す。李固、孟淵、丁問を並びに三班差使に補す。〔宋會要輯稿〕選舉十七之六 四五三三頁)

張建侯と楚宏には三班奉職、劉翊と胡遠と崔道は三班借職、李固と孟淵と丁問は三班差使を与えており、武科挙発足当初は合格しても品級の無い三班使臣や、從九品の位にしか任命されなかった。武科挙合格者に初めて正九品の品級が与えられるよう

宋代における武科挙と武学(永榮)

になったのは、熙寧六(一〇七三)年に選抜が行われた時であり

九月十一日上して崇政殿に御し、策をして武舉進士を試す(中略)策優等に入るは武藝優等とし右班殿直を與う。弓歩射一石一斗馬射八斗各満ち、體破らず及び馬使して精熟なるは武藝次優とし奉職を與う。弓歩射一石一斗馬射八斗各満但し一事體を破る及び馬使して生疎は武藝次等とし借職を與う。弓歩射一石馬射七斗各満ち體破らず馬使して精熟なるは武藝末等とし三班差使を與う。〔宋會要輯稿〕選舉十七之十四 四五三七頁)

このように、正九品の右班殿直に任命され、正九品の位が与えられるようになった。しかし從九品や無品品の者も多く、正九品が与えられる者の数は少ないものであった。

次に南宋における合格者の品級について述べる。南宋初期では与えられる品級は北宋と同じであり紹興年間まで品級の上昇は見られないが紹興二十七(一一五七)年の選抜では

二十七年三月八日、上、集英殿に御し策をして武舉進士を試す。九日、上、幄殿に御し、閲して武舉の弓馬を試す。

二十二日尚書省擬して言う。武舉進士趙應龍以下一十六人到り、正奏名一十五人、策優等に入る第一名、武藝絶倫にして又た省試第一名に推恩して、特に保義郎・閤門祇候を與え、餘人は並びに承節郎を與え、特奏名一名は進義校尉を

與う。各磨勘の展減の年、これに従い差有り。〔宋會要輯稿〕選舉十七之二十八 四五四四頁

とあるように趙應熊ら正奏名十五人と特奏名一人が合格している。この趙應熊は殿試と省試で第一位の成績を獲得し、文もまた大變優秀であったので、趙應熊は特別に保義郎と閣門祇候が与えられた。このことから趙應熊は合格者としては北宋の合格者よりもかなり大きく昇進していたことが分かる。その後淳熙二（一一七五）年の殿試では合格すると更に与えられる品級が高くなり

三月十八日、上して集英殿に御し、策をして武舉進士を試す。二十三日上して、幄殿に御し、閲して武舉の弓馬を試す。同日尚書省擬して言う。武舉進士正奏名蔣介以下四十一人に到り、第一名を推恩して秉義郎に補す。第二、第三名は保義郎に補す。策、優等に入る七名、平等三十一人の内三十人に承節郎を與う。有官の人郭充は官を一つ轉じ、特奏名二人に進義校尉を與う。各磨勘の展減の年これに従い差有り。〔宋會要輯稿〕選舉十八之一 四五四八頁

このように蔣介ら四十一人が受験し第一位の者に従八品の秉義郎が与えられ俸錢と品級が上がっている。更にこの年には次のように武官の任官について詔が下されている。

二年、武科の授官、文士と類せざるを以て、詔すらく自今、

第一人は秉義郎に補し、諸司計議官に堂除し、序位は機宜の上に在り。第二・第三人は保義郎・諸路師司準備將領とし、代還して、忠翊郎に轉ず。第四・第五人は承節郎・諸路兵馬監押とし、代還して保義郎に轉ず。皆な進士甲科の恩例に倣う。〔宋史〕卷一百五十七選舉三 三六八五頁

つまり諸司計議官や諸路師司準備將領、諸路兵馬監押などの実職を与えられるようになったのである。

この年以降主に殿試の第一位の合格者には秉義郎が与えられるようになり、淳熙五（一一七八）年、八（一一八二）年、十四（一一八七）年と第一位の者には秉義郎が与えられた。淳熙七（一一八〇）年には、武舉絶倫并從軍法というものがたてられ、その内容は

七年、初めて武舉絶倫并從軍法立つ。凡そ從軍を願う者、殿試第一人は同正將を與え、第二・第三名は同副將とす。五名以上、省試第一名、六名以下は並びに同準備將とす。從軍以後、軍功を立て、及び人材衆に出づる者は、特旨にて擢用す。〔宋史〕卷一百五十七選舉三 三六八五頁

とあり、このように殿試第一位には正七品にあたる正將を与え、二位と三位には正八品の副將、殿試の五位以上と省試の一位には準備將とするというものであった。また、殿試の六位以下については派遣の準備將とされた。つまり合格者に与えられ

る品級は南宋では正七品にまで上げようとする意図があり、武官が計議官などに任命されていることから、南宋では武官の職務範囲が広がっていたことが分かる。

本文で扱えなかった任官については付録の(表2)を参考にされたい。これを見ると合格者に与えられる品級は徐々に上がり、武官の選抜もほぼ定期的に行われている。このことから武科挙の選抜は、笹原氏の述べている武官増強を目的とした非常時に一時的に行われるものではなかったことが考えられる。

このように合格者は辺境で様々な職務に就くことになったのだが、隆興元(一一六三)年に殿試が行われ、三十七人を合格させた際に殿中侍御史の胡沂がこのように述べている。

殿中侍御史胡沂言う「唐の郭子儀は武舉異等なるを以て、初め右衛長史に補せられ、振遠、横塞、天徳軍使を歴たり。國初、試して武藝に中たるの人は、並びに陝西に赴きて任使せり、又た武舉中選せる者、或いは京東捉賊に除せられ、或いは三路沿邊に其の効用を試み、或いは經略司の教押軍隊、準備差使となる。今は率ね授くるに権酷の事を以てす。(中略)是れ取る所用いる所に非ず。用いる所は學ぶ所に非ざるなり。請うらくは、近歲中選の人数を取り、其の材品、考任を量り、授くるに軍職を以てし、之れをして邊事に習練し、軍旅に諳曉せしめん。實に選用の初意な

宋代における武科挙と武学(永榮)

り。」「『宋史』卷一百五十七選舉三 三六八三頁)

つまり胡沂は武科挙が宋で始まってから、合格者は財務官など軍職として正当な職務を行えておらずこれに対して「合格者には成績や品行を判断し、軍職に任命すべきで、辺境防衛の知識を学ばせ、軍職を経験させるこそが武科挙が最初に建てられたときの本意はないだろうか。」と軍職に任命するべきであると指摘している。乾道二(一一六六)年には中書舎人の蔣芾も胡沂と同様に意見を提出しており、これらの意見を受けて考宗は洪适に意見を問うた所

帝以て洪适に問う。适對して曰く「武舉人は文墨を以て進む。卒伍に雜わるは便に非ざるなり」と。帝曰く「累ねて任を経る者は、將佐を以て之れを處く可し」と。『宋史』

卷一百五十七選舉三 三六八四頁)

このように洪适は「合格者を兵に入れたところで役に立たず軍職を行えない。」と意見を出したものの考宗は「任務経験を重ねることで、高級武官の任務を行うことが出来るようになるだろう。」として胡沂らの意見に一部賛成している。しかし高級武官の任務を行うのは、任務をこなして経験を重ねた者であるので、あくまでも武科挙による選抜の目的は即戦力として辺境職務を行う下級武官の輩出であったことが考察される。

第二章 武学での育成と任用

この章では武官養成を目的とした学校である武学について述べる。

宋代の武学の成立は熙寧五（一〇七二）年のことであり

神宗熙寧五年、枢密、武学を武成王廟に建てんことを請う。

〔宋史〕卷一百五十七選舉三 三六七九頁

とあるように都の武成王廟に武学が建てられた。

まずは武学の経費や学生数から学校経営の考察を行う。まず武学の学生数について史料をみると

科場前一年、武臣は路分都監、文官は轉運判官以上をして

各一人を擧げて奉せしめ、試を免じて入學するを聽す。生

員及び擧に應ずる者は二百人を過ぎず。〔宋史〕卷一百五

十七選舉三 三六八〇頁

このように武学に在籍する学生数は武学が建てられた熙寧五年では、武学の入学試験を経て入学する学生が百人、そしてこれに推薦を受け、試験を経ずに入学することが許された者百人を加えて合計二百人と定められている。この後南宋に移り紹興二十六（一一五六）年に至ると武学の学生数は

癸巳詔すらく、武學生八十人を以て上舎十五人、内舎二十五

人、外舎四十人を額と爲す。〔續資治通鑑〕卷第一百三十一

宋紀 高宗受命皇帝 五

とあるように学生数が二百人から八十人に減っており、二人前後の学生が所属した太学と比較してかなり少ない。

次に経費については史料によると

食本錢萬緡を賜う。〔宋史〕卷一百五十七選舉三 三六七九

頁

とあり、武学の経費には学生の食事代一万緡与えられた。このような武学の経営を見ると経費は安価で済んでいたと考えられるが、学生の数の少なさを踏まえた上で経費と学校から輩出される人数を計算すると武学は一人あたりにかかる金額が多く、武官を養成し輩出する機関としてコストパフォーマンスが良くなかったことが分かる。

次に武学の育成について述べる。武学の教育内容は軍事関連である。武学の教育内容を史料から見ると

二十六年、帝、武學の類弊するを見る。因りて輔臣に論して曰く「文武は一つの道なり。今、太學は緒に就くも、而も

武學は幾んど廢す。遺才有らんことを恐る」と。兵部に詔

して典故を討論し新制を參立せしむ。凡そ武學生は、七書

兵法、步騎射を習い、上、内、外の三舎に分ち、学生の

数は百人とす。〔宋史〕卷一百五十七選舉三 三六八三頁

このように、武学の学生への教育内容は主に武経七書などの兵書の理解や、歩射、騎射などの武芸であった。

次に武学の試験内容についてまず武学の入学試験であるが

使臣の未だ參班せざると門蔭、草澤の人は、京官を召して保任せしめ、人材弓馬の格に應ぜば入学を聽し、諸家の兵法を習わしむ。(『宋史』卷一百五十七選舉三 三六七九頁)

とあるように熙寧五(一〇七二)年に武学が建てられた際は武学に入学するにあたり三班使臣で実職を得ていない者、門蔭の者、地方の平民は京官の推薦を受け、その後学問や弓馬の実力を見せて一定の基準に合格すると入学を許可され、武学の学生となったとされている。つまり武学には既に三班使臣として武階に所属している者でも入学が可能であった。また武学からの武官の任官についてこの年に定められた任官制度をみると

在學三年にして藝業を具して考試し、等第して推恩す。未だ格に及ばざる者は、年を逾え再び試す。凡そ試して中たざるの人は、經略司の教隊、差使を與う。三年過無くんば、則ち升して大使臣に至る。兩省、待制或いは本路鈐轄以上三人の保舉有りて將領に堪うる者、並びに諸衛將軍を兼ねて外任に回し、環衛班に歸せしむ。(『宋史』卷一百五十七

宋代における武科挙と武学(永榮)

選舉三 三六七九頁)

とあり、武学に三年間所属し試験に合格すると、三班使臣で武学に入学した者には三路の巡檢、砦主を与え、門蔭の者や平民出身の学生には經略司の教隊、差使を与えている。更に三年の間職をこなせば、大使臣という三班使臣の中でも正八品の内殿承制と内殿崇班に昇進させるとしている。更に兩制、待制、或いは本路鈐轄以上三人の推薦があると環衛班の官品の諸衛將軍にするとし、この諸衛將軍の品級は宮崎市定氏の「宋代官制序説」宋史職官志を如何に読むべきか」の武官一覽表によると従四品である。¹³⁾つまり武学から直接官吏に任命される者は武科挙よりかなり高い品級が与えられたことが分かる。

この後武学は一度廃止となっているが南宋に移り紹興十六(一一四六)年に武学が再建されると兵部によって次のように武士弓馬及選試去留格が呈上された。その内容は

兵部、武士弓馬及選試去留格を上す。凡そ初めて補して學に入るや、歩射弓一石、若し公・私試の歩騎射、中たらざれば、即ち程文を試するを許さず。其の射格は、一石五斗自り以下九斗に至る凡そ五等とす。(『宋史』卷一百五十七選舉三 三六八三頁)

とあるように再建された武学に入学を望む者には私試、公試の歩射と騎射を行わせ、もしそれらに合格すると程文の試験を行

わせるというものであった。それによって一石五斗から九斗までの五つに入学候補生をランク付けされた。紹興二十六年（一一五六）年には当時の皇帝高宗が輔臣に対して次のように述べている。

二十六年、帝、武學の類弊するを見る。因りて輔臣に諭して曰く「文武は一つの道なり。今、太學は緒に就くも、而も武學は幾んど廢す。遺才有らんことを恐る」と。（『宋史』卷一百五十七選舉三 三六八三頁）

つまり太學は存続しているが武學は廃止となっており、これによつて人材が無くなることを高宗は恐れていたことが分かる。その為に高宗はこの年に兵部に武學の新制を立て、南宋で新たに建てられた武學に入学したい学生は、武學の試験である私試を受けなければならぬとした。内容としては歩射を一石の弓で行うといったものであり、合格すると程文の試験を行い、さらにこれに合格すると武經七書の策問を試験し、全てに合格してようやく外舎に入学することを許された。内舎生に進級するには私試を受け三回程文で優等の成績を残し、弓馬で二回次優の成績を取り、公試で合格すると内舎に進級することが出来る。とし、上舎に進級するには上舎生の試験を受けて、学生生活の評点と武芸を試験した。当時の高宗は文と武は二つで一つの道であるという考えを持っており、南宋で武學が中断されている

ことによる影響を大きく懸念していることが史料から分かる。

武學も武科挙同様に実技だけではなく策問などが試験で大きく求められていることから、武學の一つの役割として辺境に務める人材を養成するものであったことが考えられるが、武學から任命される者の方が与えられる品級がかなり高いことから、武科挙よりも上位の武官を長期間で養成、輩出する役目を担っていたと考えられる。

最後に武學の教授について述べる。初めに神宗の熙寧五年に武學が武成王廟に建てられた時には

尚書兵部郎中の韓續を以て判學とし、内藏庫副使の郭固を同判とす。（『宋史』卷一百五十七選舉三 三六七九頁）

と定められている。この年に校長に任命された韓續は慶曆二（一〇四二）年の科挙合格者である。このことから科挙の合格者が武學の校長に任命されたことが分かる。だが翌年の熙寧六（一〇七三）年に

十月九日三班奉職の申詔を以て右班殿直、閤門祇候、武學教授と為す。（『宋會要輯稿』選舉十七之十五 四五三八頁）

と、武學教授に三班奉職の申詔が任命されており、科挙合格者のみならず、三班奉職であり武階に所属する者も武學の教員として勤めていた。更に武學の教授には武科挙合格者も勤めてい

たようであり、その一例として実際に紹興二十七年の武科挙合格者の趙應熊について『建炎以來繫年要録』に次のような記述がある。

戊寅。資政殿學士提舉、臨安府洞霄宮の知廣州の樓焯 閩門祇候江南東路安撫司準備將領の趙應熊を武學博士と爲す。翰林學士周麟之詔を奉り、應熊を薦す。武科自り拔き、文藝に通じ、膂力素より高く、兵機に洞達なり。故有りて是に命す⁽¹⁾。

つまり武科挙出身の趙應熊が武學博士に任命されている。武学のデメリットは武官輩出のコストパフォーマンスの悪さであったが、三班奉職の申詔や武科挙出身の趙應熊が、次の武官となる学生を教育する武官独自の武官の養成と輩出のサイクルが完成していたという点は武学の経営において大きな利点であったのではないだろうか。

おわりに

これまでに述べたことをまとめると、第一章では、整備された武科挙の選抜システムが必要に応じて科挙と独立して改正されていたこと。武科挙合格者に与えられる品級が高まっている事について述べた。つまり武科挙の実施は宮崎氏が述べたよう

宋代における武科挙と武学（永榮）

なものではなかったと考えられる。

二章では、武学からの任官について武科挙合格者よりもかなり高い品級が与えられていることについて述べた。

武学の教育内容は武経七書などの兵書、步射、馬射などであった。学校の経営面では、武学における経費は学生の食事代一万緡、学生数は二百人から八十人であり、このことから武学は一人当りに使われる経費が多い為コストパフォーマンスが悪く、この点は武学のデメリットであった。しかし武学経営の良い点としては大学とは独立して武官の中で武学生を育てるサイクルが完成されていたことが挙げられる。

これらのことから結論として宋代における武科挙と科挙、そして武学と太学はそれぞれ独立した制度の改革が必要に応じて施され、独自の官吏輩出や養成の役割を担っていた。その中でも国家が直接介入する武官の選抜方法武科挙と武学も異なる階級の武官の輩出を担っていたのである。

〔註〕

- (1) 宮崎市定氏『科挙―中国の試験地獄』（宮崎市定全集15 科挙）（岩波書店 一九九三年 二五五頁―四四四頁）
- （初出 中央公論新社 一九六三年）
- (2) 宮崎市定氏 前掲『科挙―中国の試験地獄』（四〇三頁）

- (3) 笹島恒輔氏「中世中国における武学・武科拳」(多賀秋五郎氏『中世アジア教育史研究』国書刊行会 一九八〇年 二四三頁～二九二頁所収)
- (4) 笹島恒輔氏 前掲論文 (二八五頁)
- (5) 林伯原氏・周佩芳氏「宋代における武科拳の発展に関する再考察」(『国際武道大学研究紀要』二〇号 二〇〇五年 二二頁～三四頁)
- (6) 梅原郁氏「宋代の武階」(『東方學報』五六卷 一九八四年 二一七頁～二六八頁)
- (7) 元・脱脱等撰(『宋史』中華書局 一九八五年)を本論文では用いる。
- (8) 清・徐松輯(『宋會要輯稿』中華書局 一九八七年)を本論文では用いる。
- (9) 畢沅撰(『續資治通鑑』臺灣中華書局 一九七〇年)を本論文では用いる。
- (10) 中嶋敏氏編『宋史選舉志譯註(一)』(東洋文庫 一九九六年)
- (11) 友永植氏「北宋三班使臣考」(『別府大学短期大学部紀要』七号 一九八八年 二二頁～四四頁)
- (12) 友永植氏 前掲論文 (二二頁)
- (13) 宮崎市定氏「宋代官制序説―宋史職官志を如何に読むべきか―」(宮崎市定全集10宋)(岩波書店 一九九二年 三〇〇頁)(初出 佐伯富氏編『宋史職官志索引』東洋史研究叢刊一一 東洋史研究会 一九六三年)
- (14) 宋・李心傳撰『建炎以來繫年要録』卷一百八十三(中華書局『建炎以來繫年要録』冊四 一九八八年 三〇五二頁)
- (国史学科平成二十九年度卒業)

付録(表2) 宋代武科拳選抜における任官表

北宋

年	合格者	任官	品級	俸錢(月)
咸平五年(一〇〇二年)	王淵	海州懷仁縣主簿	從九品	4貫
天聖八年(一〇三〇年)	張侯建・楚宏	三班奉職	從九品	4貫
	劉翊・胡遠・崔道	三班借職	從九品	4貫

天聖九年(一〇三一年)	李固・孟淵・丁門	三班差使	無品	3貫
	李瞻ら	三班借職	従九品	4貫
景祐元年(一〇三四年)	許思純・鄭賓	三班借職	従九品	4貫
	李良臣と策入等せず武芸は合格の者	三班奉職	従九品	4貫
	王安仁・李宗良・成傑・張睿と策入等し馬射不合格の者	三班借職	従九品	4貫
	鄭旦・劉稷臣・句宗諤と策入等せず、馬射は生疎の者	殿侍・三班差使	無品	3貫 } 0.7貫
	史詢・張存	下班殿侍	無品	0.7貫
慶曆二年(一〇四二年)	金景先など三十八人	武芸次第で授官 京東捉賊に任命	不明	不明
慶曆六年(一〇四六年)	王梁ら三人	三班奉職	従九品	4貫
	兪獻臣ら十七人	茶酒班 殿侍・三班差使	無品	3貫 } 0.7貫
	顔處約ら七人	下班殿侍	無品	0.7貫
	張問	三班奉職	従九品	4貫
	何景略	三班奉職・邊上差使	従九品	4貫
皇祐元年(一〇四九年)	李動之ら四人	三班借職・邊上差使	従九品	4貫
	王梁ら十七人	殿侍・三班差使・邊上差使	無品	3貫 } 0.7貫
	戴挺ら十六人	茶酒班 殿侍・邊上差使	無品	0.7貫
	曹基ら九人	下班殿侍・邊上差使	無品	0.7貫
	董君平	三班奉職・邊上差使	従九品	4貫
	韓琳・侯奭	三班借職・邊上差使	従九品	4貫
	戴挺ら五十一人	殿侍・三班差使・邊上差使	無品	3貫 } 0.7貫
	藏昌齡ら七人	下班殿侍・邊上差使	無品	0.7貫

宋代における武科挙と武学（永榮）

年	合格者	任官	品級	俸銭(月)
治平二年(一〇六五年)	康修ら七人	三班奉職・借職・下班殿侍・差使	従九品ノ無品	4貫ノ0.7貫
熙寧三年(一〇七〇年)	右侍禁の康大同	左侍禁	正九品	7貫
	王衷	右班殿直	正九品	5貫
	孟承言	三班借職	従九品	4貫
熙寧六年(一〇七三年)	策優等、武芸優等の者	右班殿直	正九品	5貫
	武芸次優の者	三班奉職	従九品	4貫
	武芸次等の者	三班借職	従九品	4貫
	末等の者	三班差使	無品	3貫
熙寧九年(一〇七六年)	郭瑛と以下三十一人	殿直、奉職、借職、差使	正九品ノ無品	5貫ノ3貫
元豐三年(一〇八〇年)	殿試が行われたとの記述有り			
元豐五年(一〇八二年)	殿試が行われたとの記述有り			
元祐三年(一〇八八年)	十人の内五人が補官	不明	不明	不明
元祐六年(一〇九一年)	辛育ら十六人	三班借差・邊上差使	無品	2貫
紹聖四年(一〇九七年)	張闕、劉師中以下二十三人	三班借差	無品	2貫
南宋				
紹興四年(一一三四年)	楊蓬	承信郎	従九品	4貫
紹興五年(一一三五年)	張深と策優等に入る上位二人	保義郎、承節郎	正九品ノ従九品	5貫ノ4貫
	策平等の一位と四位の者	承節郎	従九品	4貫
	策二位と三位(武芸不合格により)	進武校尉	無品	3貫

紹興十二年(一一四二年)

陳鶚

承節郎

從九品

4貫

平等二人

承信郎・進武校尉

從九品ノ無品

4貫ノ3貫

特奏名の潘璋以下一人策平等の者

進義校尉

無品

2貫

紹興十五年(一一四五年)

應喪然ら策平等の二人

承節郎

從九品

4貫

特奏名三人

進義校尉

無品

2貫

紹興十八年(一一四八年)

柯熙

保義郎

正九品

5貫

策平等六人のうち上位一人

承節郎

從九品

4貫

策平等の第二、第三位(武芸不合格により)

承信郎

從九品

4貫

策平等の第四ノ六位

承節郎

從九品

4貫

特奏名一人

進義校尉

無品

2貫

紹興二十一年(一一五一年)

湯鸞

承節郎

從九品

4貫

策平等の五人

承信郎

從九品

4貫

紹興二十四年(一一五四年)

鄭缸

保義郎

正九品

5貫

二ノ四位

承節郎

從九品

4貫

平等十人のうち八人

承信郎

從九品

4貫

特奏名一位

進義校尉

無品

2貫

特奏名二位

下班祇應

無品

0.7貫

紹興二十七年(一一五七年)

趙應熊

保義郎・閤門祇候

正九品

5貫

正奏名十四人

承節郎

從九品

4貫

特奏名一名

進義校尉

從九品

2貫

年	合格者	任官	品級	俵銭(月)
紹興三十年(一一六〇年)	樊仁遠	保義郎	正九品	5貫
	優等六人	承節郎	從九品	4貫
	平等十二人	承信郎	從九品	4貫
	特奏名一名	進義校尉	無品	2貫
	正奏名三十七人の合格者	不明	不明	不明
	第一位の者	成忠郎	正九品	5貫
	第二位と三位の者	第一位の恩例に依る	不明	不明
	蔣介	秉義郎	從八品	10貫
	第二位三位	保義郎 代還後に忠翊郎へ	正九品	5貫〜7貫へ
	策優等の七人と平等三十一人のうち 三十人	承節郎 代還後に保義郎へ	從九品〜正九品へ	4貫〜5貫へ
淳熙五年(一一七八年)	陳説	進義校尉	無品	2貫
	特奏名二人	秉義郎	從八品	10貫
	第二位と三位	保義郎	正九品	4貫
	その他四十一人	承節郎	從九品	4貫
	江伯虎	秉義郎	從八品	10貫
	黄萬石	保義郎	正九品	5貫
	平等の者	承節郎	從九品	4貫
	特奏名の一位	進武校尉	無品	3貫
	特奏名の三名	進義校尉	無品	2貫
	林嶮	保義郎・計議官	正九品	5貫
淳熙十一年(一一八四年)				

淳熙十四年(一一八七年)	林可久	保義郎・準備將領	正九品	5貫
	その他策優等の者と平等の者	承節郎	従九品	4貫
	黄褒然	秉義郎	従八品	10貫
	第二位	保義郎	正九品	5貫
	残りの平等の四十五人	承節郎	従九品	4貫

紹熙元年(一一九〇年)	殿試が行われたとの記述有り
開禧元年(一一〇五年)	殿試が行われたとの記述有り
嘉定元年(一一〇八年)	殿試が行われたとの記述有り
嘉定四年(一一一一年)	殿試が行われたとの記述有り
嘉定七年(一一一四年)	殿試が行われたとの記述有り
嘉定十年(一一一七年)	殿試が行われたとの記述有り
嘉定十三年(一一二〇年)	殿試が行われたとの記述有り
嘉定十六年(一一二三年)	殿試が行われたとの記述有り

参考史料

清・徐松輯『宋會要輯稿』第一百十四册 選舉十七〜十八(中華書局『宋會要輯稿』冊五四五三〜四五六二頁)
 元・脱脱等撰『宋史』卷一百五十七 志第一百一十 選舉三(中華書局『宋史』第十一册 三六七九〜三六八六頁)